

みんなが輝くまちかみかわ事業支援金交付要綱

令和6年7月16日

上川町要綱第26号

(目的)

第1条 この要綱は、町民みんなが輝くことを目的として、地域コミュニティの創出や活性化に資する事業(以下「かみかわ事業」という。)に対し、支援金を交付するものとし、上川町補助金等交付規則(昭和53年上川町規則第5号。以下「規則」という)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(支援対象事業者)

第2条 支援対象事業者は、次の各号のいずれかに該当する事業者とする。ただし、宗教、政治若しくは営利活動を目的とする事業者又は設立趣旨、活動内容等から補助の対象として不相当と認められる団体は、この限りでない。

- (1)町内会、子供会
- (2)ボランティア及びNPO団体
- (3)教育、芸術、文化及びスポーツ関係団体
- (4)商業、農業及び経済関係団体
- (5)地域の活性化を目的とする団体
- (6)町長が特に認める団体

(支援対象事業)

第3条 支援対象事業は、次の各号のいずれにも該当する事業とする。

- (1)上川町内において地域の活性化を図り、又は地域の特色を活かせる事業
- (2)前条に規定する事業者が実施する事業
- (3)他の支援金等を受けていない事業
- (4)儀礼的または義務的、恒例的に実施する事業以外の事業
- (5)主な事業内容が飲食以外の事業

2 年度内に複数回同様の事業を実施する場合は、いずれか1回分のみを支援対象とする。

(支援対象経費及び上限額)

第4条 支援対象経費は、前条に掲げる支援対象事業に係る経費は別表1に定める項目のとおりとし、合計した額の千円未満を切り捨てた額とする。当該項目にない経費と補助割合については、都度協議する。

2 補助上限額は参加人数が50人以上となる事業は1事業当たり30万円、50人未満となる事業は1事業当たり10万円とする。事業計画が年度をまたぐ事業についても同様とする。ただし、高額な原材料費を必要とする事業については、参加人数50人未満であっても補助上限額を30万円とする。

(支援金の申請)

第5条 かみかわ事業として支援金の交付を受けようとする事業者(以下「事業者」という。)は、規則第4条第1項に規定する支援金等交付申請書(第1号様式)を上川町に提出しなければならない。

(支援金の決定)

第6条 町長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、かみかわ事業の採択の可否及び支援金の交付決定を規則第6条の規定により、事業者に通知するものとする。

(補助事業の変更等)

第7条 前条に規定により支援金の交付決定を受けた事業者は、交付決定を受けた内容を変更又は中止しようとするときは、支援金変更申請書(様式第1号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は前項の変更申請書の提出があったときは、速やかに申請書の内容を審査し、変更の承認の可否を決定し、みんなが輝くまちかみかわ事業支援金変更(承認・否認)決定通知書(様式第2号)を交付決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 事業者は、かみかわ事業が完了したとき(補助事業の中止の承認を受けたときを含む。)は、速やかに規則第13条に規定する補助事業等実績報告書(第6号様式)を提出しなければならない。支援金等の交付の決定に係る町の会計年度が終了した場合も又同様とする。

(支援金の額の確定)

第9条 町長は、前条の規定により提出された実績報告書等を審査し、適当であると認めたときは、規則第14条の規定に基づき事業者に通知するものとする。

(支援金の請求)

第10条 事業者は支援金の交付を受けようとするときは、みんなが輝くまちかみかわ事業支援金請求書(様式第3号)を町長に提出しなければならない。

(支援金の交付)

第11条 町長は、前条に規定する請求書の提出があったときは、速やかに支援金を交付する。

(財産処分の制限)

第12条 事業者は、かみかわ事業により取得し、又は効用の増加した備品等を、支援金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付けし、又は担保に供してはならない。

(支援金の返還など)

第13条 補助事業者等が次の各号の一に該当するときは、町長は支援金の交付決定を取消し、又はすでに交付した支援金等の全部もしくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 支援金を他の用途に使用したとき。
- (2) 支援金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 虚偽の申請その他不正な行為があったとき。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

別表(第4条関係)

項目	内容	補助割合
原材料費	事業に直接要する原材料費	1/1
賄材料費	事業の中であるいは事業完了等に伴う祝賀会等にて必要となる食事、食料に要する費用	1/1
旅費	講師、出演者等の交通費、宿泊費(町の基準に従う)	1/1
通信費	事業の実施、連絡等に要する郵便費等の通信費	1/1
燃料費	作業等に必要な機材、車両等の燃料費	1/1
保険料	事業の実施に係る保険料	1/1
報償費	外部からの講師や出演者への謝礼、専門的技能を有する協力者への謝金等	1/1
備品購入費	作業等に必要な機材、備品の購入費	1/1
使用料及び賃借料	事業に要する会場使用料、車両、機械等の借上料	1/1
印刷製本費	チラシ、ポスター、チケット等の印刷費	1/1
消耗品費	事業実施に必要な消耗品費	1/1

様式第1号(第7条第1項関係)

みんなが輝くまちかみかわ事業支援金変更申請書

年 月 日

上川町長 様

住所
申請者
氏名 ⑩

年 月 日 第 号で交付決定を受けたみんなが輝くまちかみかわ事業支援金について、下記の通り変更したいのでみんなが輝くまちかみかわ事業支援金交付要綱第7条の規定により申請します。

記

1. 支援金交付決定額 円
2. 変更内容
3. 変更しようとする理由
4. 変更年月日

様式第2号(第7条第2項関係)

みんなが輝くまちかみかわ事業支援金変更(承認・否認)決定通知書

第 号
年 月 日

様

上川町長 ⑩

年 月 日に申請のあったみんなが輝くまちかみかわ事業支援金の変更について、審査の結果、下記のとおり決定したので、みんなが輝くまちかみかわ事業支援金交付要綱第7条第2項の規定により通知します。

記

1. 決定区分 承認・否認

2. 承認(否認)内容

様式第3号(第10条関係)

みんなが輝くまちかみかわ事業支援金請求書

年 月 日

上川町長 様

住 所
申請者 氏 名
連絡先 ー ー

印

みんなが輝くまちかみかわ事業支援金交付要綱第10条の規定により、次の通り請求します。

記

1. 請求金額 _____ 円

2. 振込口座

金融機関名	
預金種別	
口座番号	
フリガナ	
口座名義	